

差止裁判・申入れ活動のについて

(1) 結婚相手紹介サービスを運営する株式会社AIZENに対して、契約書の中途解約条項についての「再々申入れ」の「回答」に対して「ご連絡」を送付しました。

同社が運営する結婚相手紹介サービスについて、契約書の中途解約の条項について特定商取引法上の疑義があるとして、2015年9月30日付「再々申入れ」を送付していましたが、2015年10月28日に同社より「再々申入れに対するご回答」を受領しました。

同回答書では、「具体的な規程の変更例を貴団体にてご指導いただければ（中略）再度弊社にて料金プランを検討していきたいと思えます」と、中途解約時の清算方法に関する契約書の条項を変更する旨が記載されています。

しかし、変更後の条項が特定商取引法等の規定を遵守していると判断するためには、現時点の清算方法を踏まえる必要があります。そのため、中途解約時等、会員に返金される具体的な金額や計算式の開示を求める旨の「ご連絡」を2015年12月16日付で同社に送付しました。

(2) 健康食品販売会社の佐々木食品工業株式会社自然食研が販売する「しじみ習慣」のweb上の表記の差止を求め「申入れ、要請及び再お問い合わせ」を送付しました。

当団体は、同社が販売する「しじみ習慣」のweb上の表記について検討した結果、景品表示法上問題があるとして、2015年9月30日付「お問い合わせ」を送付し、同社から、同年10月27日付で回答を受領しました。また、同社からの要請により、同年11月19日に協議を行いました。そこで、当団体は、同社からの回答及び協議内容を検討した結果、「しじみ習慣」の

web上の表記に関して、景品表示法「優良誤認」にあたるとして、2015年12月16日付「申入れ、要請及び再お問い合わせ」を送付しました。

【申入れの趣旨】

同社が提供する「しじみ習慣」のweb上の表記などにおいて、「休肝日の代わりにしじみ習慣」「休肝日？私はしじみ習慣」など、「しじみ習慣」を摂取することが、休肝日をつけることの代わりになるかのような表記を停止するよう求めました。

【要請の趣旨】

①アフィリエイトの方法で同社の商品を宣伝するwebサイトについて、様々な法律に抵触する事態が生じないよう、随時、サイトの点検をした上で、必要な対策を講じるよう要請しました。

②自社サイト以外で、同社または同社の関係者が同社製品の広告のためのサイトを設置するときは、それが、同社あるいは同社の関係者が設置したサイトであること及びその内容が広告であることを明示するよう要請しました。

また、再お問い合わせとして「しじみ習慣」のweb上において、明確な表記が確認できない部分があるため、その考え方について質問しました。

消費者庁・国民生活センターの地方移転問題

KC'sは、東京一極集中の是正に反対するものではないが、地方移転すれば消費者行政の機能低下が懸念されること、拙速であることから、2015年12月15日付で地方移転反対の意見書を内閣総理大臣など関係機関に送付しました。

行事のご案内

(1) 平成27年度地方消費者グループフォーラム in 和歌山

学んで、気づいて、つながって～すべての地域で安心してくらしていくために～

- 日時 2016年2月8日(月) 11:00～16:20
- 場所 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ4階大ホール(JR和歌山駅から徒歩15分)
- 内容 11:00～16:20 壁新聞交流会 13:00～16:20 全体会・グループ討議
全体会内容 消費者庁長官挨拶・報告、壁新聞リレー報告、活動報告等

(2) 2015年度大阪府消費者フェア

- 日時 2016年2月20日(土) 11:00～15:30
- 場所 グランフロント大阪 北館1階ナレッジプラザ(JR大阪駅中央北口より2F連絡通路で直通)
- 内容 にぎわい広場(ステージ、パネル展示、手作り工作、あそびコーナー)

(3) 2015年度ひょうご消費者セミナー

- 日時 2016年3月7日(月) 13:00～15:30
- 場所 兵庫県民会館10階バルテホール(地下鉄県庁前よりすぐ、JR・阪神元町駅より徒歩10分)
- 内容 コトでわかる差止事例 アド☆コン座、KC's、ひょうご消費者ネットのコラボで改善された事例を解説
講演 事例で学ぶおもしろ法律講座 角田龍平氏(弁護士)

(1)～(3)についてのお問い合わせ・参加申込は、KC's事務局(info@kc-s.or.jp)までお願いします。



特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 (内閣総理大臣認定 適格消費者団体)

KC's NEWS

No.58
2016.1.12

発行所 KC's事務局

〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1
天満橋千代田ビル2号館2階

TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730
eメール: info@kc-s.or.jp

理事長年頭のごあいさつ

今後の10年へ “Be ambitious(大志を持とう)!”



あけましておめでとうございます。

消費者支援機構関西は、2015年12月3日をもって設立10周年を迎えました。消費者団体訴訟という全

く新たな制度を、関西の2府5県の地域で実際に活用する担い手となるべく、消費者団体、弁護士、司法書士、消費生活相談員、研究者、消費者そして事業者、合せて18団体と69個人の共同・協働の力によって2005年12月3日に設立されたものです。2007年8月23日には、わが国初の適格消費者団体の認定を内閣総理大臣から受けました。

その後は、消費者団体訴訟制度に基づき、不当な契約・勧誘・広告表示による消費者被害の未然防止、拡大防止の活動に最大限の努力を注いできました。この10年間で差止請求訴訟を8件提起し、いずれも勝訴または勝訴的和解を勝ち取りました。また、裁判によらない申入れにより、事業者に改善を求める活動では、これまでに81の事業者に書面でのやり取りや協議を通して、様々な改善を実現してきました。また、関西の同じ適格消費者団体、府県の生協連合会や地域の消費者団体とともに「消費者セミナー」やシンポジウムを開催するなど、広報・啓発活動にも取り組んで参りました。さらには、事業者を対象にした啓発・セミナー活動にも設立当初から積極的に取り組み、2010年からは消費者と事業者とを結ぶ「双方向コミュニケーション

適格消費者団体・特定非営利活動法人
消費者支援機構関西(KC's)
理事長 榎 彰 徳

研究会」として開催し、KC'sの活動の特徴の一つとなっています。2011年5月30日には、これらの活動に対し消費者支援功労者表彰として「内閣府特命大臣表彰」を受けました。設立から今日までの10年は、長かった気もしますが、「あっという間」の10年でした。今日まで、様々な立場から活動を支えて下さいました皆様から感謝致します。

さて、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が、いよいよ今年10月1日から施行されます。被害を取り戻す訴訟を起こせるようになるのです。この訴訟を担えるのは適格消費者団体の中から認定される「特定適格消費者団体」だけです。KC'sは出来るだけ早い段階で特定の認定を得るべく準備を進めています。設立11年目の今年には、KC'sは消費者被害を実際に取り戻す訴訟を起こせるという新たなステージに立つこととなります。




「消費者被害をなくし公正な市場を!」という思いから出発したKC's。志は高く、夢は大きく持ち前進する所存です。“Be ambitious!”

引き続きご支援下さい。



KC's 10周年記念特集 「10年の軌跡と今後10年への期待—消費者とともに—」

	KC'sの動き (写真掲載の場合はゴシック表示しています)	社会の動き
2005年度迄	2004年1月 消費者団体訴訟制度実現に向けた運動、制度実現後の活用のために消費者団体、弁護士、司法書士、学者などのネットワークが必要と、関西エリアの有志が「消費者団体訴訟制度を考える連絡会議」を結成	2000年5/12 消費者契約法制定 2001年4/1 消費者契約法施行
2005年度	6/9 活動実績を持つNPO、消費者相談を行っている方、消費者団体、近畿地区生協府県連協議会が、懇談を開始 8/3 第1回新消費者組織設立準備会全体会議 (17団体21名参加)。その後、6回の運営委員会と9回の事務局会議で、設立準備を行った 12/3 KC's設立総会を開催 (116名参加) 設立時会員数 (個人正52団体正13個人賛助13団体賛助5) 3/11 「えーっと思った?! キャンセル料110番」実施 3/24 第1回事業者セミナーを開催 (85社94名参加) 	6/23 消費者団体訴訟制度について国民生活審議会から消費者団体訴訟制度検討委員会報告
2006年度	4/3 大阪府に特定非営利活動法人として登記 5/24 (株)FORTRESS,JAPANに英会話及びパソコン教室「トリニティー」の契約条項及び不当勧誘についてKC'sとして初めての申入書を発送 2007年1/23 適格消費者団体に向けた定款改正のための臨時総会を開催 3/17 第1回消費者セミナー「人はなぜだまされるのか？」を開催 (100名参加)	4/5 消費者団体訴訟制度導入4.5国会集會 5/31 改正消費者契約法成立
2007年度	8/23 KC'sは適格消費者団体として認定され、高市内閣府特命担当大臣 (当時) より認定書を交付 	6/7 消費者団体訴訟制度を盛り込んだ改正消費者契約法が施行
2008年度	4/8 貸金業者のニューファイナンス(株)に対し 早期完済 違約金規定の差止請求訴訟を京都地裁へ提起 8/28 英会話教室「グローバルトリニティー」の運営会社である(株)FORTRESS,JAPANに対し、退去妨害等の不当勧誘の停止等を求める差止請求訴訟を大阪地裁に提起 	8/30 消費者庁と地方消費者行政の充実を求める関西市民大集會
2009年度	4/23 ニューファイナンス(株)の差止請求訴訟、京都地裁が消費者団体訴訟として初の判決 (勝訴) 5/2 ニューファイナンス(株)の差止等請求訴訟の判決に対し、敗訴部分について、大阪高裁に控訴	9/1 消費者庁及び内閣府消費者委員会発足
2010年度	8/2 事業者と消費者の相互理解と信頼再構築をめざして「双方向コミュニケーション研究会」を発足 8/22 適格消費者団体として認定更新 	3/11 東日本大震災

2011年度	5/30 KC'sは消費者支援功労者表彰として「内閣府特命担当大臣表彰」を蓮舫大臣 (当時) より受けた  11/8 民間賃貸住宅事業者の(株)明来と家賃債務保証業者の日本セーフティー(株)に対して、契約条項の使用差止請求訴訟を大阪地裁に提起 12/28 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度骨子」に対して意見を提出	12/9 消費者庁は「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に対する意見募集を実施
2012年度	10/9 美術通信教育講座を運営する(株)講談社フエーマススクールズに対して、美術通信教育講座契約条項の差止請求訴訟を大阪地裁に提起 11/12 (株)明来の差止請求訴訟、判決言渡しがあり、一部差止が認められた 12/21 日本セーフティー(株)のいわゆる『追い出し』契約条項の差止請求訴訟、裁判上の和解が成立 2013年1/15 消費者庁受託事業「消費者団体訴訟制度ダイヤル」設置 (~3/29) 3/14 消費者庁・消費者団体訴訟制度シンポジウム (大阪会場) を受託 (参加76名)	4/19 消費者裁判手続特例法案を閣議決定 12/4 消費者の財産的被害の集团的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律が成立
2013年度	8/6 適格消費者団体として認定更新 9/12 貸衣装会社(株)レンタルブティックひろの貸衣装解約条項の差止請求訴訟を大阪地裁堺支部に提起 10/30 衆議院消費者特別委員会にて、参考人として 西島事務局長が、適格消費者団体の現状と新制度法案の必要性について意見陳述した 11/29 衆議院消費者問題特別委員会にて、参考人として 榎理事長が食品偽装問題に関して意見陳述した 12/5 「消費者の財産的被害の集团的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」の成立に関するKC's声明を発表 	
2014年度	2015年1/9 大阪市より認定NPO法人として認定 1/30 (株)講談社フエーマススクールズの差止請求訴訟、講座を中止すると連絡があり、取下げた 3/3 (株)明来の差止訴訟、最高裁は、KC's、明来双方の申立てを不受理決定。後見や破産等を理由とする契約解除は消費者契約法により無効とする大阪高裁判決が確定 3/16 (株)レンタルブティックひろの差止請求訴訟は、 段階的に解約金を定める裁判上の和解が成立 3/20 特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会の報告書案について、全適格消費者団体連名の意見書を提出 	4/25 消費者庁は「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」の設置を発表
2015年度	9/2 貸衣装会社(株)VeaU、富久屋マネージメント(株)の2社に対して、貸衣装解約条項の一部使用停止を求めて、差止請求訴訟を大阪地方裁判所に提起 10/30 (株)VeaU、富久屋マネージメント(株)の2社に対して、貸衣装解約条項の一部使用停止を求めた差止請求訴訟。被告2社はKC'sの訴えを「認諾」し、請求を全て認めました。 12/5 10周年記念シンポジウム・レセプション(112名参加) 2005年から2015年度11月末まで 情報受付1,242件、検討グループ稼働数53、申入れ件数81件	11/11 消費者庁が「消費者の財産的被害の集团的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」を2016年10月1日から施行と発表